

目的： 農学研究科に所属する構成員の新型コロナウィルス感染を防止するため、構成員に、頻繁な手洗いと換気を推奨し、さらに感染が危惧される場所への立ち入りなどの自粛を求める。また毎日、検温や感染が疑われる諸症状に注意を払い、感染の可能性のある場合は、自宅待機とし、さらに14日間の研究科内での行動履歴についての情報を求める。感染が確定した場合には、当該者や接触可能者に対して、今後の農学研究科での活動についての相談やメンタルケアを行う。また、報告してもらった行動履歴に基づき、建物封鎖や消毒などの措置を講じる。

#### ★新型コロナウィルス感染防止プロトコルにより管理される構成員の階層について

- ・管理者の階層は5階層で定義し、対象とする構成員の身分により管理者が異なる

<b>【対象者】</b>	研究科構成員
<b>【直接の連絡先】</b>	指導教員、課題研究・演習担当教員、所属掛長
<b>【危機対応責任者】</b>	専攻長、学科長、事務長/副事務長など
<b>【総括責任者】</b>	農学研究科長、危機管理委員会
<b>【危機対策本部】</b>	大学本部

身分に応じた【対象者】と【直接の連絡先】対照表

<b>A 【対象者】</b>	教員 研究員・大学生・研究室所属学部学生	分属していない学部学生	技術職員	事務職員（農学研究科に属する掛等に限る。（専攻事務室、総務掛、大学院教務掛、学部教務掛、図書掛））
<b>B 【直接の連絡先】</b>	自分自身/分野の長	指導教員	担任	技術長 総務掛/所属掛長/副事務長
<b>C 【危機対応責任者】</b>	専攻長	専攻長	学科長	専攻長 事務長/副事務長
<b>D 【総括責任者】</b>	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会	研究科長/危機管理委員会
<b>E 最上位階層 危機対策本部(大学本部)</b>				

## ★プロトコルにより管理される構成員の階層について

- ・対象者の健康状態を●健康者、●類似症状者、●濃厚接触者、●感染者に4つに分類する。

濃厚接触者の判断については保健所の基準に従う。

目安として、厚生労働省の令和2年4月8日付けのQ&Aでは、「濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。」

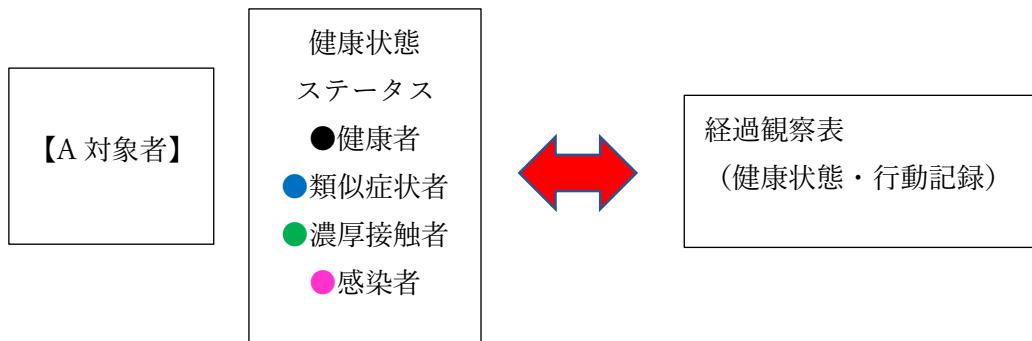
※ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見 URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf>

- ・また、感染危惧時の病状の推移を注意深く相談するため、あるいは感染発症時の治療の手助け、さらに感染拡大の防止のために、構成員には健康時から、毎日の検温や行動記録を推奨し、発熱、濃厚接触、感染の状態に推移した場合は、自宅待機を求め、健康状態と行動記録を統一的に授受する。このために、本部から提供された【経過観察表】に、毎日の行動記録を追加したシートを用いることを推奨する。特に、濃厚接触者や、感染者になった場合は、シートの提出により行動履歴と、大学内濃厚接触者を特定して、感染防止に努めるとともに、その後の継続的なシートの更新とデータの授受により、健康状態変化に注視するとともに、治癒した後、復帰時の健康状態確認に役立てる。

★経過観察表の情報記載指示や、その授受においては、個人のプライバシー漏洩や、もし対象者が感染した場合、情報漏洩が起こると、感染者に誹謗・中傷などの被害を及ぼしかねませんので、その取扱いには重々注意ください。行動履歴は、農学研究科構内での履歴のみが必要です。また、あくまでも対象者ご自身で記録・保管され、必要な場合には危機対応責任者が直接収集するなど、慎重な取り扱いを検討中です。

## 【A 対象者】の4つの健康状態と健康と行動の統一インフォメーション



感染者になった場合（その他の場合も個人情報として）を考慮して、この経過観察表の行動記録は大学内に限り、また、データの漏洩により、感染者となった構成員に被害（中傷、風評、ネットでのいじめなど）が及ばないように、取り扱いに厳重注意する。

① 【A 対象者】が行うこと

<●健康者への指示>

【A 対象者】の健康状態=●健康者 の時の行動

(要請)

- ◎新型コロナウイルス感染防止に努める
- ◎手洗いの敢行
- ◎マスクの着用◎居室の換気を適宜行う

(自粛)

- ◎不要不急の登校
- ◎事務室・学部/大学院教務掛への入室
- ◎長時間、近距離での議論
- ◎感染が危惧される場所でのサークル、アルバイト活動

(推奨)

- ◎毎日の検温
- ◎直近14日前までの大学構内での行動既読・接触者の記録【経過観察表への記入】

・注 無症状でもウイルスに感染している人が多発している。

    狭い密閉空間に、長時間滞在せず、感染に十分注意を払うこと（大学内外を問わず）

・注 海外旅行からの帰国者は、旅行の公私を問わず14日間の自宅待機と大学への報告が要請されている。

<●類似症状者への指示>

【A 対象者】の健康状態＝咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢・高熱などを呈した場合の行動

(要請)

- ◎かかりつけ医などの医療機関又は保健所に相談
- ◎【B 直接の連絡先】に類似症状を呈したこと及び医療機関等への相談内容や PCR 検査受診（受けた場合）を報告
- ◎自宅待機（①発症後 8 日以上経過かつ、②薬剤<sup>(※)</sup>を服用していない状態で解熱後に 72 時間以上経過しており、発熱以外の症状<sup>(※※)</sup>が改善傾向であれば、解除）。  
ただし、医療機関の診断書により新型コロナウイルス以外の病名が確定し、医師の登校や就業許可が得られている場合は、発症後 8 日以内であっても②の条件を満たせば、【D 総括責任者】の判断により自宅待機を解除することができる。

(※) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

(※※) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

- ◎毎日の検温・症状【経過観察表】への記入・自身で保管
- ◎健康状態に変化がある場合【B 直接の連絡先】に報告
- ◎濃厚接触者に指定された場合、以後●濃厚接触者の取り扱いを再実施
- ◎新型コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施
- ◎改善後は、【経過観察表】により【B 直接の連絡先】の許可を得て登校・出勤
- ◎ただし、一度、発熱して、その後下熱しても、3～4 日後に再発熱して肺炎を起こしてくる」というケースが見られることから、自宅待機解除後、少なくとも 1 週間【経過観察表】による記録を継続。

(推奨)

- ◎直近 14 日以前までの大学構内での行動記録・接触者の記録
- ◎不安感・悩みがあれば【経過観察表】に記録

※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス要請と診断された場合は●感染者となる。

<●濃厚接触者（保健所の基準に従って定められた者）への指示>

- ・農学研究科では、保健所の基準に従って定められた者を濃厚接触者として扱う

【A 対象者】の健康状態=●濃厚接触者となった場合の行動

(要請)

- ◎【B 直接の連絡先】に「濃厚接触者」となったことを報告
  - ・濃厚接触者となった経緯
  - ・検温後、発熱の有無、注意する有症状※の場合、症状の詳細
  - ・感染者との最後の接触から濃厚接触者となるまでの大学内の行動・接触者の（できる限りの）記録以上を【経過観察表】に記載して自身で保管
- ◎自宅待機（接触発生から14日間まで）（【B 直接の連絡先】）からアドバイス受信】
- ◎健康状態の変更（以下）を記録し、発熱・有症状に変化したら【B 直接の連絡先】に報告
- ◎新型コロナウイルス感染が確定した場合、以後●感染者の取り扱いを再実施
  - ・毎日の検温・症状の状態
  - ・毎日の不安感・悩み（推奨）
- ◎14日経過後、平熱・無症状であれば【経過観察表】の提出により、【C 危機対応責任者】を通じて【D 総括責任者】の許可を得て登校・出勤

※ 注意する新型コロナウイルス感染有症状として、37.5度以上の発熱、咳、のどの痛み、嗅覚・味覚異常など

※ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談

※ 相談窓口又は管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は●感染者となる。

<●感染者への指示>

【A 対象者】の健康状態=●感染者となった場合の行動

(要請)

- ◎ 【B 直接の連絡先】に「感染者」となったことを迅速に報告
  - ・感染した経緯
  - ・検温後、発熱の有無、症状の詳細を報告
  - ・発病する 2 日前までの大学内の行動・接触者を記録・報告
- 以上を【経過観察表】に記載して【B 直接の連絡先】に報告

◎医療機関/自宅等で治療

◎健康状態の変化（以下）を記録し、必要があれば【B 直接の連絡先】に報告

- ・毎日の検温・症状の状態
- ・毎日の不安感・悩み

◎【経過観察表】と退院又は宿泊（自宅）療養解除等を受けた主治医や保健所からの指示・指導の内容を提出し、【C 危機対応責任者】を通じて【D 総括責任者】の許可を得て登校・出勤※

※ 職場等復帰の目安

- ①発症後少なくとも 10 日経過
- ②薬剤<sup>(※)</sup>を服用していない状態で解熱後 72 時間以上経過しており、発熱以外の症状<sup>(※※)</sup>が改善傾向<sup>(※※※)</sup>である

<sup>(※)</sup> 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

<sup>(※※)</sup> 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

<sup>(※※※)</sup> 各症状を 4 段階（なし：新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度：何かに集中すると忘れる程度、中等度：常に不良を感じる程度、重度：日常生活に資料をきたす程度）で評価し、すべて「なし」または、「軽度」の状態が 3 日連続している

## ②【B 直接の連絡先】の仕事

### 【B 直接の連絡先】の所掌

自身も【A 対象者】となり得る ⇒ この場合、以下を【C 危機対応責任者】と直接行う

#### ◎【A 対象者】の健康状態変化にたいして

##### ●類似症状を呈した時

- ・【A 対象者】の発熱等の受信

→自宅待機要請 (①発症後 8 日以上経過かつ、②薬剤(※)を服用していない状態で解熱後 72 時間以上経過し、発熱以外の症状 (※※) が改善傾向となるまで)

ただし、医療機関の診断書により新型コロナウイルス以外の病名が確定し、医師の登校や就業許可が得られている場合は、発症後 8 日以内であっても②の条件を満たせば、【D 総括責任者】の判断により自宅待機を解除することができる。

(※) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

(※※) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

→毎日の検温、症状記録を要請 大学での行動記録の作成を推奨

→PCR 検査を受けることとなった場合の報告受信

- ・【A 対象者】の健康状態改善のアドバイス・監視

- ・【A 対象者】の下熱等を確認して、復帰許可

- ・【A 対象者】の健康状態変化（感染の危惧）があった場合に【C 危機対応責任者】へ報告

##### ●濃厚接触した時、●感染した時

- ・【A 対象者】が●濃厚接触者・●感染者が認定された報告を受信

→自宅待機要請

(●濃厚接触：14日間・無症状

●感染：①発症後少なくとも 10 日経過

②薬剤(※)を服用していない状態で解熱後 72 時間以上経過しており、発熱以外の症状 (※※) が改善傾向 (※※※) である

(※) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

(※※) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(※※※) 症状を 4 段階（なし：新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度：何かに集中すると忘れる程度、等度：常に不良を感じる程度、重度：日常生活に資料をきたす程度）で評価し、すべて「なし」または、「軽度」の状態が 3 日連続している）

→健康状態の改善のアドバイス（医療機関、PCR 検査など）

→【経過観察表】の提出依頼・受領及び【C 危機対応責任者】へ迅速に報告

- ・【A 対象者】の健康状態に変化があれば【C 危機対応責任者】へ【経過観察表】で報告

- ・【A 対象者】の復帰許可は【C 危機対応責任者】を通じて【D 総括責任者】が上記【経過観察表】で確認後に行う

### ③ 【C 危機対応責任者】の仕事

#### 【C 危機対応責任者】の所掌

##### ●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について

- ①【B 直接の連絡先】を介した【A 対象者】の健康状態変化の発生事象の受信と対処の指示及びその後の経過観察の受信と対処の指示  
→自宅待機要請の確認

(●濃厚接触：14日間・無症状)

●感染：①発症後少なくとも10日経過

②薬剤<sup>(※)</sup>を服用していない状態で解熱後72時間以上経過しており、発熱以外の症状<sup>(※※)</sup>が改善傾向<sup>(※※※)</sup>である

(※) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤

(※※) 咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢

(※※※) 各症状を4段階（なし：新型コロナウイルス感染症罹患による症状出現前と同程度、軽度：何かに集中すると忘れる程度、中等度：常に不良を感じる程度、重度：日常生活に資料をきたす程度）で評価し、すべて「なし」または、「軽度」の状態が3日連続している）

→【経過観察表】を【B 直接の連絡先】から受信

- ②①の事象発生を速やかに総括責任者に報告 その後【経過観察表】を送付する。また、病状経過について【D 総括責任者】に報告  
(健康状態に変化があれば)

- ③対象者の業務を他の人に分掌

##### ●感染者発生の場合

- ①提出された【経過観察表】の行動履歴をもとに大学内での2次感染の可能性を調査  
②大学内で濃厚接触が危惧される者があった場合、大学内濃厚接触発生のプロトコル再実施  
③感染者の行動履歴に基づき、管理建物又はエリアを閉鎖、建物入口に注意看板設置  
④退院又は宿泊（自宅）療養解除後【経過観察表】を確認、状況を記録【D 総括責任者】の許可を受けて復帰指示

##### ●濃厚接触者発生の場合

- ①濃厚接触者がPCR検査陽性となり、感染が確定した場合、●感染者発生のプロトコルを再実施  
②14日間自宅待機後、【経過観察表】を確認後、状況を記録、【D 総括責任者】の許可を受けて復帰指示④ 【D 総括責任者】の仕事

【D 総括責任者】の所掌

●感染者発生及び●濃厚接触発生の両方について

- ①発生事象を【E 危機対策本部】に報告 ⇒事務部  
→対象者の情報、発生場所、発生日時、2次感染の可能性の有無など  
→【経過観察表】を受信後、【E 危機対策本部】に提出
- ②病状経過について報告を受信
- ③症状回復、復帰を【E 危機対策本部】に報告 ⇒事務部  
→【A 対象者】の現在情報、【経過観察表】など提出

●感染者発生の場合

- ①保健所、【E 危機対策本部】と連携して消毒を指示 ⇒事務部  
②リスク管理課への連絡・情報共有 ⇒責任者  
③大学HP～感染者発生の情報の掲示を指示（発生日時等） ⇒責任者  
④濃厚接触危険情報を共有、建物閉鎖を議論・指示 ⇒責任者

●感染した訪問者発生の場合

- ①【E 危機対策本部】から、感染した訪問者の情報を受信 ⇒事務部  
②保健所、【E 危機対策本部】と連携して、感染した訪問者の行動履歴をもとに消毒 ⇒事務部  
などを指示

## ⑤ 連絡先

情報伝達 電話連絡先

075-753-6004 (農学研究科等総務掛)

075-753-6012 (学部教務掛)

075-753-6014 (大学院教務掛)

メールアドレス

agri-soumu2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (農学研究科等総務掛)

agri-kyoumu1@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (学部教務掛)

agri-kyoumu2@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (大学院教務掛)

※夜間・週休日等（年末年始を含む）は、以下のメールアドレスに連絡をお願いします。

agri-kiki@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (農学危機対応メール)

・京都大学 危機対策本部 075-753-2226

・帰国者・接触者相談センター 075-222-3421

・京都新型コロナ医療相談センター 075-414-5487  
(休日・夜間・24時間対応)

## ★更新履歴

Ver. 0.0	20200410	暫定版
Ver. 0.1	20200413	執行部指摘版
Ver. 0.2	20200414	執行部確認版
Ver. 0.3	20201224	執行部確認版
Ver. 0.4	20210322	執行部確認版
Ver. 0.5	20210412	執行部確認版

以上